参考様式第５－１号

龍　農　第　１　７　４　号
令　和　７　年　９　月　２　４　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

龍ケ崎市長　　萩原　勇

市町村名 （市町村コード）	龍ケ崎市 （08208）
地域名 （地域内農業集落名）	川原代地区 （小屋、花丸、中坪、芳黄、知手、姫宮、道仙田、砂波、西道内、中郷）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月24日 （第2回）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方　【変更なし】

（１）　地域農業の現状及び課題

川原代地区は、地域の担い手が多いことに加え、既に地域外の担い手による農地利用が進み、荒廃農地の少ない地域である。
農業従事者の高齢化、減少は課題で、農地の荒廃を防ぐため、地域内で新規就農者の確保・育成を図りつつ、担い手への農地の集積、集約を進める必要性がある。
また、既に農業生産基盤整備の取組による話し合いが行われており、この話し合いを継続することを軸に、農地の集積、集約に取り組んでいく必要がある。

【川原代地区の基礎データ】
農業経営体:50経営体 ［農林業センサス2020］
農業従事者:47人 ［農林業センサス2020］
農業従事者の年齢構成:75歳以上は17人、65歳以上75歳未満は17人、65歳未満は13人 ［農林業センサス2020］
基幹作物:水稲、ねぎ等の露地野菜
農地面積:261ha （田195ha、畑66ha） ［農地台帳］
荒廃農地:0.9ha （田0.3ha、畑0.6ha） ［荒廃農地の発生・解消状況に関する調査］

【協議の場における意見等】
・川原代地区は区画整理、パイプライン化に取り組み、農道も広く、他の地域に比べて地盤もよく、条件が整っている。
・地域辺縁部の区画整理がなされていない田や水田区域に点在する畑の一部が耕作放棄地になっている。
・畑が田の間に入り込んでいる農地は、大区画化するにあたって阻害要因になっている。
・農業用機械が大型化しており、辺縁部の区画の狭い農地は耕作できなくなってきているが、地権者が一括で耕作者に貸す意向も強く残っているため、エリアによって違う耕作者に貸借するのも難しい。
・定年退職後の地元農家も多く、今後10年で離農する農家も多いと推察される。
・名義変更（相続）がなされていない農地も増えてきている。また、次の世代がいない地権者もいる。中間管理機構の貸借の阻害要因になったり、借受ができない農地になる可能性がある。
・ジャンボタニシの生息する地域がある。生息を確認した場合は、稲敷地域農業改良普及センターへ報告してほしい。
・地主の意向が強く、地元農家も多数いる。今後、10年間は現状維持を基本とし、基盤整備事業の話し合いを軸に調整を図っていく。
・既に地域の担い手による農地利用がなされているが、地域外の担い手も参入したいと思っている地域であるため、当面は担い手不足は生じない。
・耕作希望の担い手が多数のため、目標地図（エリア分け）を現状で行うことは困難。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・基幹作物は、水稲（慣行栽培）、ねぎ等の露地野菜。
・担い手への農地集積、集約を進め、農地の大区画化、団地化を図り、農業経営の改善に努める。
・担い手による農地活用を推進し、荒廃農地を発生させない地域を目指す。
・規模を拡大したい担い手の意向を地域に共有する機会を設けるように努める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	261　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	261　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項　【変更なし】

（1）農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、担い手に対する農地集積を進める。また、担い手の意向を地域で共有し、担い手の農地交換による農地集約化を進める。

（2）農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地について、農地中間管理機構への貸し付けを進め、担い手の経営意向を勘案しながら、段階的に農地集約化を進める。

（3）基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構の活用率の向上を図りながら、農地の大区画化、汎用化、農道整備等の基盤整備事業の活用について、県・市等の関係機関と一体となった取組に努める。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域計画に位置付ける「地域内の農業を担う者」の育成を基本としつつ、担い手の確保を図り、農地のあっせんに努める。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

活用の方針はなし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。
② 特別栽培米コシヒカリ（減農薬、減肥料）の産地拡大に努める。
③ ドローン、農地管理システム等のスマート農業を推進し、省力化、収量の向上を図っていく。
④ 龍ケ崎市水田収益力強化ビジョンに基づく、畑地化、輸出の取組への参画に努める。
⑩ 特定外来生物（ナガエツルノゲイトウ等）の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。